

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）
 ※「現行」は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十五号）第二条による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。		地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。
標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇四十三（略）	行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行	一万四百円
五十二 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八	5 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压	イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。		地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。
標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇四十三（略）	行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行	七千円
五十二 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八	5 高压ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高压	イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百

条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する事務

ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施

百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び八十七の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、一万千円）

ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、九千八百円）

ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、一万千円）

条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する事務

ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施

円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び八十七の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千八百円）

ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千二百円）

ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千八百円）

		<p>6 高圧ガス保安法第三十一條第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施</p>	<p>イ 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 九千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千五百円）</p> <p>ロ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 七千二百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、七千四百円）</p>
	<p>6 高圧ガス保安法第三十一條第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施</p>	<p>イ 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 七千九百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、七千四百円）</p> <p>ロ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 六千二百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、七千四百円）</p>	<p>二 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、一万千円）</p> <p>ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、九千八百円）</p> <p>ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千八百円）</p> <p>ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千二百円）</p>

五十三〜六十 (略)	六十一 宅地建物取引業法第十六条第一項、第十八条第一項、第十九条の二、第二十条、第二十一条及び第五項並びに第二十二条の三第一項の規定に基づく宅地建物取引士に関する事務	1 宅地建物取引業法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	八千二百円
		2 宅地建物取引業法第十八条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録	三万七千円
六十二〜六十五 (略)	六十六 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項、第四十一条、第四十二条	3 (略)	四五百円
		4 宅地建物取引業法第二十一条又は第五項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査	四五百円
六十六 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項、第四十一条、第四十二条	六十六 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項、第四十一条、第四十二条	5 宅地建物取引業法第二十一条の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査	四五百円
		3 銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定に基づく許可証の書換え	千六百円

は、六千七百円

五十三〜六十 (略)	六十一 宅地建物取引業法第十六条第一項、第十八条第一項、第十九条の二、第二十条、第二十一条及び第五項並びに第二十二条の三第一項の規定に基づく宅地建物取引士に関する事務	1 宅地建物取引業法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	七千円
		2 宅地建物取引業法第十八条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録	三万七千円
六十二〜六十五 (略)	六十六 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項、第四十一条、第四十二条	3 (略)	四五百円
		4 宅地建物取引業法第二十一条又は第五項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査	四五百円
六十六 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項、第四十一条、第四十二条	六十六 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項、第四十一条、第四十二条	5 宅地建物取引業法第二十一条の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査	四五百円
		3 銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定に基づく許可証の書換え	千八百円

は、五千七百円

<p>四条の四第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第七条の三第二項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>六十六の二(七十一の三) (略)</p> <p>七十三 電気工事士法 (昭和三十五年法律第百三十九号) 第四条第二項並びに電気工事士法施行令 (昭和三十五年政令第二百六十号) 第四条第一項及び第五条の規定に基づく電気工事士免状に関する事務</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 電気工事士法施行令 第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換え</p> <p>二千七百円</p>
<p>七十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六</p>	<p>(略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の</p>

<p>四条の四第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第七条の三第二項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>六十六の二(七十一の三) (略)</p> <p>七十三 電気工事士法 (昭和三十五年法律第百三十九号) 第四条第二項並びに電気工事士法施行令 (昭和三十五年政令第二百六十号) 第四条第一項及び第五条の規定に基づく電気工事士免状に関する事務</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 電気工事士法施行令 第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換え</p> <p>二千円</p>
<p>七十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六</p>	<p>(略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の</p>

<p>六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務</p>	<p>理の方法の認定の申請に對する審査</p>	<p>場合 九万八千円</p>
<p>八十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設置、設備若しくは装置の変更の許可に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設置、設備若しくは装置の変更の許可の申請に對する審査</p>	<p>一万五千円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十二～八十六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>八十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の四第一項及び第</p>	<p>1～3 (略)</p>	<p>二万三千二百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、二万二千七百円)</p>

<p>六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務</p>	<p>理の方法の認定の申請に對する審査</p>	<p>場合 十一万円</p>
<p>八十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設置、設備若しくは装置の変更の許可に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設置、設備若しくは装置の変更の許可の申請に對する審査</p>	<p>一万七千円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十二～八十六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>八十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八條の四第一項及び第</p>	<p>1～3 (略)</p>	<p>二万四千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、二万九百円)</p>

<p>五項並びに第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士に関する事務</p>	<p>設備士試験の実施</p>	<p>八十八〜百九 (略)</p>
--	-----------------	-------------------

備考

一・二 (略)

<p>五項並びに第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士に関する事務</p>	<p>設備士試験の実施</p>	<p>八十八〜百九 (略)</p>
--	-----------------	-------------------

備考

- 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。